

令和2年度第3回 仙台市文化財保護審議会 議事録

1. 開催日 令和3年3月17日(水)
2. 開会及び
閉会の時刻 10時30分開会 11時50分閉会
3. 開催場所 仙台市役所上杉分庁舎 教育局第1会議室(12階)
4. 出席委員氏名 小野寺健委員、笠原信男委員、佐治ゆかり委員、
高嶋礼詩委員、永井康雄委員、永田英明委員、
七海雅人委員、馬場たまき委員、深澤百合子委員、牧雅之委員
5. 事務局職員 筒井生涯学習部長、長島文化財課長、長谷川管理係長、
工藤整備活用係長、荒井調査指導係長、平間調査調整係長、
鈴木仙台城史跡調査室長
6. 会議の次第
 - 1 開会
 - 2 あいさつ 生涯学習部長
 - 3 委員・事務局職員紹介
 - 4 会長・副会長選出
 - 5 議事録署名人指名
 - 6 審議事項
 - (1) 指定有形文化財の名称変更について (資料1)
 - 7 報告事項
 - (1) 指定有形民俗文化財の寄贈について (資料2)
 - (2) 史跡仙台城整備基本計画中間案について (資料3)
 - (3) 令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震に伴う
指定・登録文化財の被害状況について (資料4)
 - (4) その他 (資料5)

非公開

(5) 国への意見具申について

(資料6)

8 事務連絡

9 閉会

7. 傍聴人 1名

8. 会議の経過及び結果

1 開会

2 あいさつ 生涯学習部長

3 委員・事務局職員紹介

事務局 出席者名簿・委員名簿の通りである。令和2年12月22日の改選後初の審議会開催で、小野寺健委員、高嶋礼詩委員に新たにご就任いただいた。

4 会長・副会長選出

事務局 仙台市文化財保護条例施行規則第2条第2項「会長及び副会長は、それぞれ委員の互選とする」により、会長・副会長の選出をお願いしたい。

委員 会長に深澤先生、副会長は委員の七海先生をお願いしてはどうか。
(異議なし)

事務局 深澤委員を会長、七海委員を副会長とする。

5 議事録署名人指名

会長 私の他に、小野寺委員を議事録署名人として指名する。

6 審議事項

(1) 指定有形文化財の名称変更について

会長 それでは審議事項(1)指定有形文化財の名称変更について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 (諮問書読み上げ、資料1-2により説明)

現在、仙台市指定有形文化財として残された資料群は、仙台藩歴代藩主所用と断定できないものの、仙台藩主伊達家に伝来した印章であり、所用者が特定できない花押印や私印のほか、13代藩主伊達慶邦の嫡子宗基(仙台藩知事)の印章や伊達家の蔵書印「伊達伯観瀾閣図書印」など、近世から近代初頭にかけての多彩なものが含まれている。しかし、現在の名称「印章 仙台藩歴代藩主所用」のように用途が限定されず、多様性を持つことから(変更後の名称として)「印章 仙台伊達家伝来」を提案する。

なお、変更後の名称については、所蔵先の博物館から提示されたもので、審議会の前に美術工芸・古文書・歴史資料部会の委員にも相談させていただいた。本文文化財の名称変更をする件につき、ご意見をいただきたい。

会長 それでは、文化財の名称変更についてご審議をお願いしたい。

委員 (資料 1-2) の文章だけでは、歴代藩主の所用と断定されなかった印章であるということだけで、(残された印章の) 価値がわかりづらいことから、どこかに出すときにはもう少し詳しい説明を加えて欲しい

事務局 公表の際には注意する。

会長 ただいまの審議を受けて、この場で名称変更の答申をしたいと思う。異議がないようなので、答申書案を事務局よりお配りする。こちらの内容で異議がないようであれば、指定有形文化財の名称変更を承認し、お手元の資料から(案)をはずした形で、この文案をもって、当審議会から教育委員会へ答申する。

委員 (異議なし)

7 報告事項

(1) 指定有形民俗文化財の寄贈について

事務局 (資料 2 により説明)

滅失点数がかなり多い印象だが、大部分は墓石に戒名などを刻む際の下書き、すなわち紙の資料であり、石材加工の通常の作業であれば使用後に廃棄されるものである。文化財指定時に、廃棄しないようお願いしたが、残念ながら廃棄されたと推測される。

なお、現存している資料により、石材を加工する工程をたどることはできるため、指定の際に重視された価値について影響はないと考える。

寄贈を受けた文化財は、市が所有者として保管・管理にあたるとともに、広く市民に公開できるように準備を進めていく。直近では今年 6 月から、電力ビル 1 階のグリーンプラザで開催予定の「文化財展」での展示を予定している。

会長 こちらの報告について、ご意見・ご質問はないか。

委員 滅失が一番多い 126 点は紙資料ということだが、指定する時点で写真撮影や採寸などの資料化はされていたのか。

保管先である市の収蔵庫は温湿度管理できるものなのか？鉄と木で構成されているものは木の乾燥によってぐらぐらしたり、カビの問題もあるので、温湿度の確認が必要だと思われる。また、保管の責任者は常駐しているのか伺いたい。

事務局 指定する際に台帳と写真による資料化はできている。

温湿度調整の設備は、文化財課の所管する収蔵庫にはないので、そういった環境を見つけていきたい。

委員 滅失により、指定点数は変わらないのか。指定時の点数より滅失点数を抜いたものを新たに点数とするのか。

事務局 前回の石工道具の件の時と同様に、点数をリセットしてから寄贈していただく。

委員 そのような規約があるということか。点数の変更の場合はそういう形(今回の名称変更のような諮問答申)でなくても変更できるのか。

事務局 点数の変更については、審議会や教育委員会で諮問するという規定はない。今回

の場合は、滅失届を所有者から提出していただき、それを教育委員会に報告して手続きを終わりとしている。

委員 所有者と連携して確認していかないと、いつのまにか無くなるといった同じ状況が出てくる可能性がある。変更の手続きを制度化したほうが良いと思う。

事務局 今後、資料の滅失が無いように連絡をするとともに、き損した場合にはご連絡をいただきたいと思っている。

なお、総務省行政評価局が美術工芸品について、その1割超が所在不明になっていることを受けて、文部科学省に散逸防止と管理をよびかけるという勧告をしたことが報道された。これにより市町村に対しても注意喚起や具体的な指示があると思われる。

委員 指定の時に所有者には資料名と点数が入った指定書を届けているのか。

事務局 通常は指定書をお届けする。

委員 資料名の変更は無いが点数の変更があった場合にどういった扱いになるのか、今後のことについては文書を付けたほうが良いのではないかという話があったが、その辺をもう少し整理していただきたい。

事務局 (点数の変更については) き損(減免)届の提出を以て変更しているが、国からの指摘も見たうえで検討していく。

(2) 史跡仙台城跡整備基本計画案について

事務局 (資料3により説明)

前回、審議会で説明した「史跡仙台城跡整備基本計画中間案」は、昨年11月25日～12月25日までのパブリックコメントを行い、多くの方々から意見をいただいた。これに関しては、34の個人・団体の方から合計127件のご意見を頂戴し、24箇所での修正を行った。また、庁内関係課との協議で5箇所、また国との協議で5箇所、合わせて34箇所の修正を行った。

骨格的な部分は変わっていないが、コンセプトの部分を「『「仙台」発祥の地 仙台城跡を より城郭らしく 地域の誇りと愛着を育む場へ』～新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望“政宗ビュー”の実現～」と、変えている。パブリックコメントをした段階では最後の部分は「市民が誇りをもてる場所へ」としていたが、今は誇りがないのか、という指摘があり、「地域の誇りと愛着を育む場所へ」と修正している。

こちらは、3月26日の定例教育委員会で議決の予定である。

会長 こちらの報告について、ご意見・ご質問はないか。

委員 問題は、一般市民の方々にとっては政宗に引きつける仙台城なので、現行の仙台城の姿が織豊期における仙台城の在り方と思われてしまうのではないかという点である。ところが仙台城の現在の姿というのは、むしろ江戸時代末期から明治

時代にかけての仙台城の姿だと思うので、どの時期の段階の仙台城が整備されるのか、歴史的な事実を一般市民に提示する必要がある。そのうえで「地域の誇りと愛着を育む」ということであるから、仙台城が城郭としてどういう特徴があるのか、きちんと学術的な面も踏まえて、どういう風に上手にアナウンスできるかというところではないかと思う。

発掘調査によって、築城期どのような姿であったのかは知りたいと思うが、歴史的な認識に関して誤解が生まれにくいような活用の在り方というのが大切なのではないか。

- 事務局** ご指摘いただいた点は注意する。
- 委員** 次世代の子どもたちへの教育利用が非常に大事だということで、仙台市がどのように保存・活用しているのかを学校教育で伝え続けていただきたい。このたび中学生にタブレットを配布するという話なので、実際にこの場に来ることができなくても、どの子どもたちでもアーカイブスで均等にアクセスできる、近い存在であるように工夫して次の時代に伝えていただきたい。
- 事務局** 若い方々に、身近な文化財として愛着をもっていただける工夫をしていきたい。

(3) 令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震に伴う指定・登録文化財の被害状況について

- 事務局** (資料4により説明)
- 本市所有の文化財で中規模被害の事例は仙台城跡、小規模被害の事例は旧歩兵第四連隊兵舎と経ヶ峰伊達家墓所である。
- 東日本大震災時の被害と比べると小さな被害でとどまったことを確認したが、漆喰壁や漆塗装の亀裂や剥離といった同様の被害が生じていること、また、東日本大震災では軽微な被害であったものが修理を行わなかったために破損や被害程度が進行したことが確認された。
- 被害規模が小さい場合でも、復旧修理の経費は小規模にとどまるとは限らないため、相談対応や補助事業化など、可能な範囲で所有者の復旧を支援していく。
- 会長** こちらの報告について、ご意見・ご質問はないか。
- 委員** 向田収蔵庫の被害はなかったか。また墓所の石灯籠は毎回倒れており、地震がくると倒れるという風に思ったほうがよいのか。
- 事務局** 向田収蔵庫の収蔵物については、棚がゆがむくらいで、特に被害はなかった。石灯籠については、ステンレス製のピンを入れるという対策は可能で、石灯籠自体が倒れることを防ぐことができる可能性がある。
- 委員** 石灯籠の転倒防止対策ができるならば是非お願いしたい。
- また、これらの復旧の見通しスケジュールをお聞かせいただきたい。
- 事務局** 石灯籠については、管理をしている文化観光局が修理にあたる。仙台城について

は、中門は大型の土嚢を置いて、今後の余震等で被害が大きくなるような短期的な対応に追われており、長期的な復旧の見通しについては難しい。

委員 市の登録文化財の中規模被害はどこのことか。

事務局 仙台市太白区秋保の大滝不動堂が少し傾いたということである。

(4) その他

事務局 (資料5により説明)

今回の文化財保護審議会の改選を受けて、文化財指定登録計画検討部会の担当委員を変更したので報告する。

(5) 国への意見具申について

非公開のため省略

8 事務連絡

事務局 天文台で公開している重要文化財「仙台藩天文学器機」が、公益社団法人日本天文学会から日本天文遺産に認定されたこと、東日本大震災以来休止していた郡山遺跡陸奥国分寺等調査指導委員会が再結成されたことについて、情報提供する。

次回の文化財保護審議会は、令和3年7月頃を予定している。

9 閉会

会長 これで本日の仙台市文化財保護審議会を終了する。